



計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の総人口は国の推計によると、令和5年10月1日現在、1億2,434万人で、そのうち高齢者人口は3,622万人、高齢化率は29.1%となっています。

本市においては、令和5年10月1日現在で総人口は78,991人となっており、そのうち高齢者人口は22,253人を占め、高齢化率は28.2%と、高齢者が4人に1人を上回る人口構成となっています。

令和7（2025）年には、いわゆる団塊世代が75歳以上となり、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上を迎えることから、今後も高齢化が進むことにより要介護認定率の上昇や介護サービスへの需要は高まることが予測されるとともに、少子化の進行により生産年齢人口の減少、担い手不足が見込まれています。

このような状況の中、国においては、平成12年度に介護保険制度を創設し、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを行ってきました。今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを迎える地域も出てくるなど、人口構成の変化や介護サービスに対するニーズ等は地域によって異なる動向を示すことが予測されています。

令和3年度に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制づくりの支援のほか、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化など、所要の措置を講ずることとされており、具体的な取組内容や目標を定め、優先順位を検討した上で、高齢者福祉施策を推進していくことが求められています。

本市においては、令和3年3月に策定した「第8期真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「第8期計画」という。）に基づき、保健福祉サービスの充実や、介護保険事業の円滑な運営などに計画的に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症が高齢者福祉施策の推進に与えた影響を踏まえながら、これまでの取組の成果や課題の分析等を行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指して、令和6年度を初年度とする「第9期真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

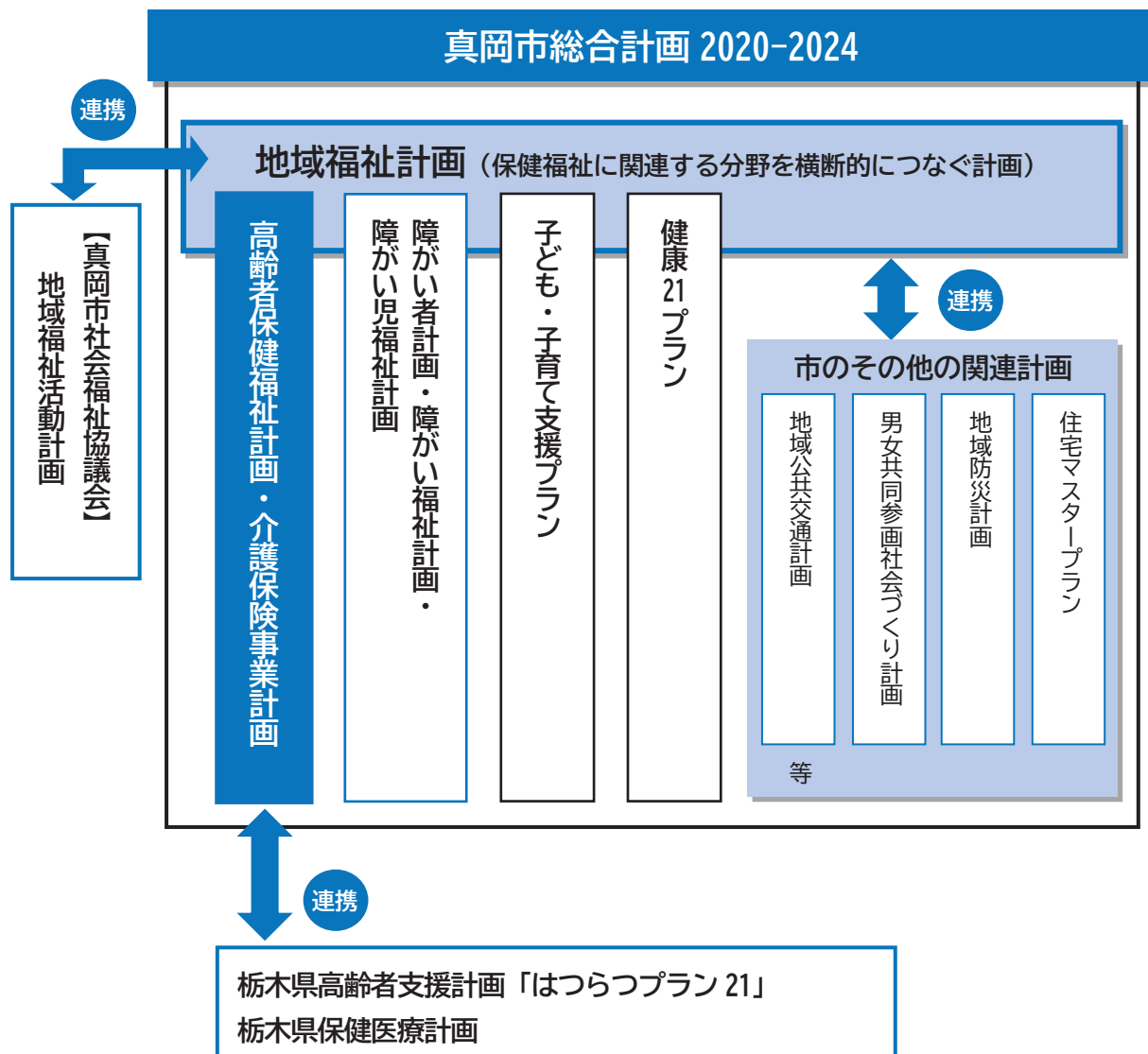
2 計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「総合計画 2020-2024」を基盤としながら、福祉に関連する高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、健康増進等の各個別計画を横断的につなぐ計画である「地域福祉計画」を上位計画として位置づけ、関連計画も含めて整合性や連携を図り策定しました。

また、栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン 21」及び「栃木県保健医療計画」との整合を図り策定しました。

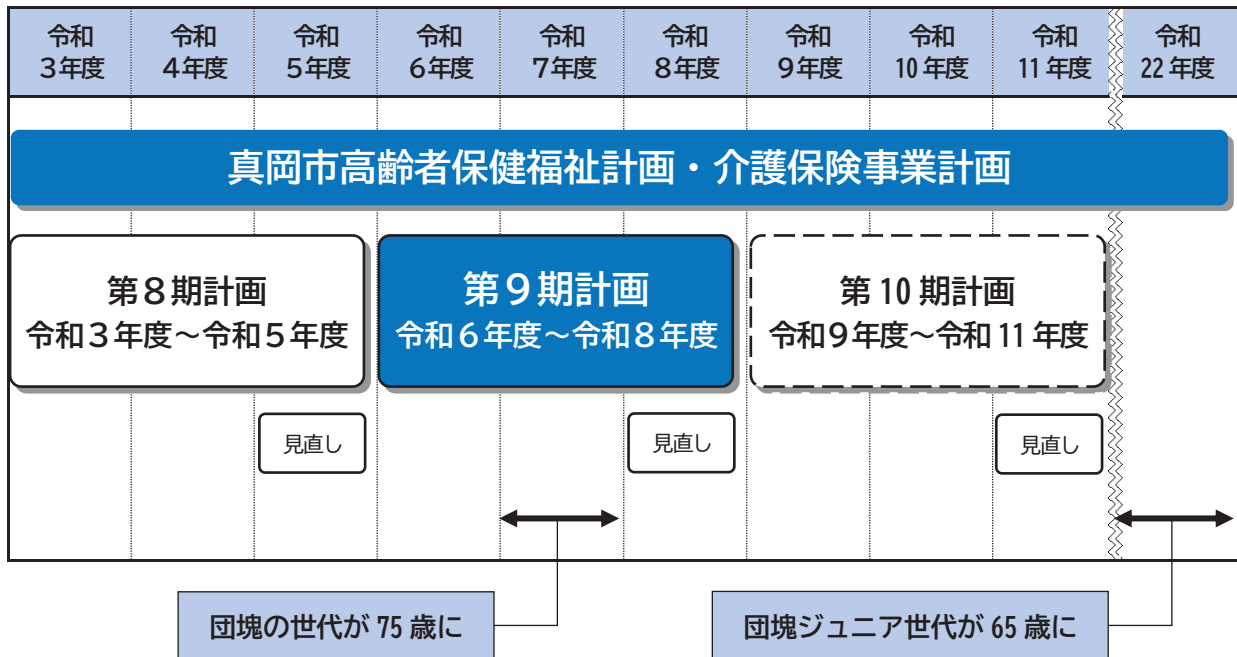


4 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度の3年間で計画期間として策定しています。

なお、本計画では令和7年（2025年）及び令和22年（2040年）までの中長期的な視点を踏まえた計画として策定しています。

また、本計画は3年ごとに見直しを行う必要があり、次期計画（第10期計画）は令和8年度に計画の策定を行う予定としています。



5 計画の策定体制

(1) 真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会

本計画の策定にあたっては、高齢者の実態及びニーズに応じた計画を策定するために、地域の関係団体や関係機関、市民の代表等により構成される「真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会」を設置し、幅広く意見を聴きました。

(2) 真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

庁内の関係部課で構成された「真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画案の作成に向けて、各担当部門との連携・調整を行いました。

(3) アンケート調査の実施

高齢者の健康状態や日常生活の状況及び福祉サービス等における利用状況等を把握し、今後の施策の展開、充実を図ることを目的に、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施しました。

また、介護サービス提供事業所における介護人材の状況やサービス提供体制等について把握・分析し、その結果に基づいて本計画における各施策を効果的に推進するため、「介護人材実態調査」、「在宅生活改善調査」、「居所変更実態調査」を実施しました。
なお、これらの調査は、国から示された調査項目に基づき、実施しました。

(4) 地域包括ケア「見える化」システムの活用

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するために、国により導入された情報システムです。介護保険に関連する情報等、様々な情報が本システムに一元化されており、地域間比較等による現状分析から、本市における課題抽出や将来推計による介護サービス見込量の算出を行いました。

(5) パブリックコメントの実施

市民や関係者の意見を反映させるため、本計画（案）について、令和6年1月15日から令和6年2月13日までの期間でパブリックコメントを実施しました。

6 第9期計画における主な視点と取組

第9期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7（2025）年を迎え、高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、少子化の進展により生産年齢人口が急減することが見込まれています。

高齢化の進みは、都市部と地方で大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標は優先順位を検討した上で、計画に定めることが重要となります。

以下、国が示した第9期計画で充実を図る主な項目（抜粋）となります。本市の取組状況を踏まえつつ、各施策を推進していきます。

（1）介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性 等

（2）地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備 等

（3）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進 等